

北陸信越地方交通審議会

「北陸信越地方交通審議会」

「北陸信越地方交通審議会」とは、北陸信越運輸局長の諮問に応じて、北陸信越運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項を北陸信越運輸局長に建議する機関です。平成14年7月1日に実施された地方運輸局の組織・管轄行政区域等の変更等に伴い、従来の新潟運輸局に設置されていた「新潟地方交通審議会」と中部運輸局に設置されていた「中部地方交通審議会」が発展的に改組されたもの。

観 光

「第1種旅行者」

国内外の募集型企画旅行(あらかじめ旅行者が企画作成するいわゆるパッケージツアー)を含め、すべての旅行を取り扱うことができる。(観光庁長官登録)

「第2種旅行者」

国内の募集型企画旅行の取扱いと、国内・海外を問わない受注型企画旅行(旅行者から企画・計画の依頼を受けてはじめて旅行者が作成するツアー)・手配旅行(旅行者から旅行中の鉄道などの交通機関やホテルなどの宿泊機関を手配するもの)を取扱うことができる。(都道府県知事登録)

「第3種旅行者」

国内・海外の受注型企画旅行、手配旅行を取扱うことができる。また、一定の条件下において国内の募集型企画旅行を実施することができる。(都道府県知事登録)

「旅行者代理業者」

業務範囲が、その所属する旅行会社から委託された業務に限定されるもの。(都道府県知事登録)

倉 庫

「普通倉庫」

- 「1～3類倉庫」 一般的な倉庫で、建屋構造。1～3類の別は、耐火・防火・防湿等の基準により、保管可能な物品にちがいがあ。1類倉庫が最も基準が厳しく、危険品等を除き、特に保管物品に制限がない。
- 「野積倉庫」 石炭・木材・自動車等を野積みで保管する倉庫(整地)。
- 「貯蔵そう倉庫」 穀物等のバラ貨物や液体を保管する。サイロ・タンクが該当する。
- 「危険品倉庫」 消防法に規定する危険物、高圧ガス保安法に規定する高圧ガス、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する液化石油ガスを保管する倉庫で、タンクと建屋等がある。

「冷蔵倉庫」

農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品などを摂氏10度以下で保管する倉庫。保管温度により7の級別に分類される。

「水面倉庫」

原木等を水面において保管する倉庫。

「発券許可」

倉庫証券(倉庫業者が寄託者の請求により寄託物について作成発行する寄託物返還請求権を明示した有価証

券)を発行するための許可。

「年度間回転数」

年度間在庫量 ÷ 平均月末在庫量

交通バリアフリー

「基本構想(バリアフリー法)」

国が策定する基本方針に基づき、市町村が策定し、一定規模の旅客施設(1日あたりの利用者が3,000人を超える駅など)を中心とした地区において旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための、目標時期・重点的に整備する地区(鉄道駅・その周辺の福祉施設などを含む地域)・整備概要などを内容とする。なお、公共交通事業者などは、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施し、市町村等は、駅前広場・通路等について、基本構想に従ってバリアフリー化を実施。

鉄道事業

「営業キロ」

旅客・貨物を運送する発着区間に対する駅間のキロ数。運賃や料金などの運送の条件を定めるのに用いる。

「列車キロ」

列車の走行した距離の累計をいう。

「普通索道」

閉式搬器(扉を有する箱型の搬器をいう。)を使用して、人又は人及び物を運送する索道をいう。(ロープウェイ)

「特殊索道」

椅子式搬器(外部に解放された座席で構成される搬器をいう。)を使用して人を運送する索道をいう。(スキリフト)

旅客自動車運送事業

「生活交通路線維持費補助」

各県に設置の地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通路線(複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線的な路線)の運行費等について、都道府県と協調して支援する。【補助対象…路線維持費・車両購入費】

貨物自動車運送事業

「一般貨物自動車運送事業」

一般貨物自動車運送事業とは、有償で他人の貨物を運送する事業。(霊柩事業及び急便業を含む。)

「特別積合せ貨物運送」

「特別積合せ」貨物運送とは、「一般貨物自動車運送事業」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいう。

「特定貨物自動車運送事業」

特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。

自動車整備事業

「認証工場」

自動車の保安上重要な部位(制動装置・かじ取装置など)を分解して整備又は改造する事業を行う者で、基準に見合った一定の規模の作業場と作業機械、分解整備に従事する従業員を有する工場で、申請により、地方運輸局長によって認証された工場。

「整備主任者」

自動車分解整備事業者場において、自動車の分解整備を実施した場合に分解整備及び分解整備記録簿の記載に関する事項を総括管理する者で、一定の資格を有する者。

「指定工場」

認証工場のうち、自動車の整備について一定の基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、自動車の検査の設備を有し、かつ、自動車の検査を行う者(「自動車検査員」と言います。)を選任して自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、地方運輸局長により指定自動車整備事業の指定を受けた工場。

「指定整備率」

継続検査件数のうちの指定整備件数をいう。

「自動車整備士養成施設」

国土交通大臣の指定を受けた自動車整備士養成施設の所要の課程を修了した者は自動車整備し技能検定試験のうち実技試験が免除される。「一種養成施設」は主として自動車の整備作業の実務経験がない者を対象とするものであり、「二種養成施設」は主として自動車の整備作業の実務経験をもつ者を対象とするものである。「認定校」は自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が認定したものをいう。

「運行管理者」

一定の資格を有し、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、事業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う。自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、一定の数以上の事業用自動車を有している営業所ごとに、一定の人数以上の運行管理者を選任しなければならない。

「整備管理者」

車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに自動車の使用者が、自動車の点検、整備及び車庫の管理をさせるために選任した者であって、一定の資格を有する者をいう。

旅客航路事業

「旅客定期航路事業」

一定の航路に旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)を就航させて、一定の日程表(時刻表)に従って、人の運送を行う事業。

「旅客不定期航路事業」

日程表を定めなくて、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送を行う事業。

「G/T」

Gross tonnage 総トン数

「FRP」

Fiber Reinforced Plastics 強化プラスチック

不開港場寄港特許・沿岸輸送特許件数

「不開港場寄港特許」

外国船が日本の定められた港以外の港(不開港)に寄港する場合特別に必要な。なお、開かれている港(開港)は、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定められ、北陸信越局管内では次のとおり、姫川港・直江津港・柏崎港・新潟港(新潟県) 伏木富山港(富山県) 七尾港・金沢港(石川県)

「沿岸輸送特許」

外国船が日本国内各港間において、物品や旅客の運送をする場合特別に必要な。

内航海運業

「登録事業者」

総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶による内航運送業又は内航船舶貸渡業を営む業者をいう。

「届出事業者」

総トン数100トン未満又は30メートル未満による内航運送業又は内航船舶貸渡業を営む業者をいう。

港湾運送事業

「一般港湾運送事業」

船舶運航事業者や荷主から委託をうけ、船舶により運送された(運送されるべき)貨物の受取・引渡を行うほか、港湾荷役・はしけ運送などの業務を一貫して行なう。

「港湾荷役事業」

一般港湾荷役事業者等から委託をうけ、港湾における貨物の積卸しや岸壁等での荷さばき業務を行なう。

「はしけ運送事業」

港湾において、貨物の船舶・はしけによる運送、引船によりはしけ・いかだを曳航する業務を行なう。

「いかだ運送事業」

港湾において、木材をいかだに組んでする運送や、運送された木材を水面貯木場における搬入・搬出荷さばき・保管などの業務を行なう。

「検数事業」

輸出入貨物が船積・船卸される際に貨物の個数を数え、貨物の品名等を確認、貨物の損傷具合を点検・記録することのほか、貨物の数量や状態などの受渡しの証明する業務を行なう。

「鑑定事業」

船積貨物の積み付けに関する証明、調査及び鑑定等を行う業務を行なう。

「検量事業」

貨物の容積や重量等の計測を行い証明する業務を行なう。

「港湾運送関連事業」

営利を目的とする・しないにかかわらず、他人の需要に応じる次のような事業をいう—港湾において、船舶に積み込まれた貨物の位置の「固定」若しくは積載場所の「区画」、船積貨物の「荷造り」若しくは「荷直し」又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の「清掃」および船積貨物の「警備」

「海上出入貨物」

船舶及びはしけによって調査港湾と他の港湾等との間で輸送された貨物のこと。

造船業

「許可造船所」

総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼製の船舶の製造又は修繕を行なう船台又はドック等を有する造船所。

「登録造船所」

総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船及び木船の製造又は修繕を行なう造船所。

「届出造船所」

上記以外の鋼製の船舶及び鋼製の船舶以外の総トン数20トン以上又は長さ15m以上の船舶の製造又は修繕を行なう造船所。

船員職業安定業務

「職員・部員」

「職員」とは、航海士・機関長・機関士・通信長・通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員以外の海員をいう。

廃油処理事業

「ビルジ」

Bilge 船底にたまった(油性の)水。

「バラスト」

Ballast 海水などを積んで重し代わりにし船を安定させるもの。

船舶職員

「海技士」

船舶職員になろうとする者は、「海技士」の免許を受けなければならない。なお、船舶職員とは、船舶において、船長の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

「小型船舶操縦士」

小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許を受けなければならない。なお、小型船舶操縦者とは、小型船舶（総トン数二十トン未満の船舶及び一人で操縦を行う構造の船舶であつてその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数二十トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶をいう。）の船長をいう。

「一級」

航行区域に制限がなく、水上バイクなどを除く小型船舶を対象とする。

「二級」

水上バイクなどを除く小型船舶を対象とし、航行できる区域は、平水区域及び海岸から5海里以内に限定。

「特殊」

水上バイクなどを対象とし、航行区域は海岸から2海里以内に限定。

「第一種」

法に規定する一定の乗船履歴を有しない者を対象とする教習所をいう。

「第二種」

法に規定する一定の乗船履歴を有する者を対象とする教習所をいう。

水先業務

「水先」

船舶が輻輳する水域等、交通の難所（全国39の水先区）において「水先人」が乗り込み船舶を導くことをいい、全国で特に交通の難所とされる港又は水域10ヶ所（北陸信越管内は新潟・伏木・七尾の3ヶ所）で、国土交通大臣の免許を有する「水先人」の乗船を義務付けている。

事故防止

「安全管理規程の作成・届出等義務付け対象事業者」

「鉄道事業法許可を受けた鉄道事業者及び索道事業者すべて」「軌道法特許を受けた軌道経営者すべて」「道路運送法許可を受けた旅客自動車運送事業者のうち、200両以上の事業用自動車を保有するバス事業者及び300両以上の事業用自動車を保有するハイヤー・タクシー事業者」「貨物自動車運送事業法許可を受けた貨物自動

車運送事業者のうち、300両以上の事業用自動車(被けん引自動車を除く。)を保有する事業者」「海上運送法許可を受け又は届出を行った事業者すべて」「内航海運業法登録を受けた内航海運業者すべて(船舶の貸渡しをする事業のみ行うものを除く。)」 「航空法許可を受けた本邦航空運送事業者のうち、運航する航空機の客席数が30席以上又は最大離陸重量15,000キログラム以上である事業者」

「踏切道」

「第1種」：自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。「第2種」：1日のうち一定の時間だけ踏切保安係が遮断機を操作しているもの。「第3種」：踏切遮断機は設置されていないが、踏切警報機は設置されているもの。「第4種」：踏切遮断機も踏切警報機も設置されていないもの(第1種～第3種以外の踏切道)。

「兼掌踏切道」

複数の事業者の鉄道路線を跨る踏切道をいう。

「安全総括管理者」

輸送の安全を確保するための、事業の運営の方針に関する事項・管理体制に関する事項などに関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから事業者が選任する者をいう。

「運転管理者(鉄道事業者)・索道技術管理者(索道事業者)」

輸送の安全を確保するための、管理体制に関する事項・その管理の方法に関する事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、事業者が選任する者をいう。

「重大事故」

自動車事故報告規則第2条に規定する次の事故をいう。(1)自動車が転覆、転落、火災、又は踏切で鉄道車両と衝突、若しくは接触したもの(2)死者又は重傷者を生じたもの(3)積載物品の危険物等が飛散または漏洩したもの(4)操縦装置、扉の開閉装置の操作不適切により旅客に死傷者を生じたもの(5)運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなったもの(6)自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの(7)国土交通大臣がとくに必要と認めて報告を指示したもの。